上記の無線電話の設置の許可基準は法定されておらず，また，放送事業は，政府の監督下に置かれ，番組内容についても，検閲等の取締りが行われていた。

ウ　昭和25年に，電波法，放送法及び電波監理委員会設置法が制定・施行されるとともに，無線電信法が廃止され，放送の受信設備の設置に許可を要しないこととなった。そして，放送法は，我が国における放送事業につき，「公共の福祉のために，あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする」（制定当時の放送法７条）公共放送事業者によるものと，それ以外の一般放送事業者（同法第３章。以下「民間放送事業者」という。）によるものとの二本立て体制を採ることとし，前者を，社団法人日本放送協会の財産をそのまま引き継いで同法により設立される特殊法人である原告に担わせることとして，原告の業務，運営体制等に関する規定（同法第２章）を設けた。なお，原告の目的，業務，運営体制等に関する規定については，その後数次の改正がされ，現在は，後記カのとおりとなっているが，公共の福祉のために放送を行うことが原告の基本的な目的とされ，その目的を達成するための業務内容が法定されていること，原告の最高意思決定機関として経営委員会が設けられ，その委員の任命方法，資格要件等につき後記カのような定めがあること，原告を代表しその業務を総理する会長は経営委員会により任命され，原告の重要業務の執行について審議する理事会等が設けられていること，原告の収支予算等，業務報告書及び財産目録等は内閣を経て国会に提出等されるものとなっていることなど，基本的なものは，制定当時から定められていた。

放送法制定の際の国会審議においては，このような二本立て体制を採ることにつき，政府委員から，「わが国の放送事業の事業形態を，全国津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして，全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちます国民的な公共的な放送企業体と，個人の創意とくふうとにより自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体，いわゆる一般放送局または民間放送局というものでありますが，それとの二本建としまして，おのおのその長所を発揮するとともに，互いに他を啓蒙し，おのおのその欠点を補い，放送により国民が十分福祉を享受できるようにはかっているのでございます。」（昭和25年１月24日第７回国会衆議院電気通信委員会議録第１号20頁）などとする説明がされている。

エ　原告の事業運営の財源に関し，放送法は，原告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者（以下「受信設備設置者」という。）が支払う受信料によって賄うこととして，「協会の標準放送（中略）を受信することのできる受信設備を設置した者は，協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」（制定当時の放送法32条１項本文）と規定し，原告が営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止した（同法９条３項，46条１項）。現行の放送法64条１項本文は，上記の制定当時の放送法32条１項本文の規定を引き継いだものである（以下，制定当時の放送法32条１項と現行の放送法64条１項とを区別せず「放送法64条１項」ということがある。）。

放送法に，受信設備設置者は原告と受信契約を締結しなければならない旨の規定を設けることについて，同法制定の際の国会審議においては，政府委員から，「受信機の許可ということをはずしたのであります。そうなって参りますと，一方において無料の放送ができて来るということになると，日本放送協会がここに何らか法律的な根拠がなければ，その聴取料の徴収を継続して行くということが，おそらく不可能になるだろうということは予想されるのでありまして，ここに先ほどお話いたしましたように，強制的に国民と日本放送協会の間に，聴取契約を結ばなければならないという条項が必要になって来る。」（昭和25年２月２日第７回国会衆議院電気通信委員会議録第４号６頁）などとする説明がされている。

オ　放送法は，昭和25年５月２日に公布され，一部の附則を除き同年６月１日から施行された。昭和26年９月には，民間放送事業者による放送（以下「民間放送」という。）が開始され，民間放送は広告収入等を財源として行われ，受信設備設置者は，民間放送事業者に対する金銭的な負担なく，民間放送を受信することができることとなった。

カ　原告の目的，業務，運営体制等に関する規定は，放送法制定後数次にわたり改正がされ，現在の原告の目的，業務，運営体制等の概要は，次のとおりである。

(ｱ)　前記アのとおり，原告は，あまねく日本全国において受信できるように国内基幹放送を行うことをその目的の一つとしており（放送法15条），総務大臣の認可を受けなければ，その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し，又はその放送を12時間以上休止することができない（同法86条１項）。また，原告は，災害対策基本法における指定公共機関として，国等による防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように協力する責務を有する（同法２条５号，６条，昭和37年総理府告示第26号）。

原告は，豊かで，かつ，良い放送番組による国内基幹放送を行うこともその目的としており（放送法15条），公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように最大の努力を払うこと（同法81条１項１号），全国向けの放送番組のほか地方向けの放送番組を有するようにすること（同項２号），我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること（同項３号）が求められている。そして，原告は，公衆の要望を知るために世論調査を行うことを義務付けられている（同条２項）。

原告の目的には，放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことも含まれ（放送法15条），原告は，放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うことをその業務としている（同法20条１項３号）。

さらに，原告の目的には，国際放送等を行うことも含まれており（放送法15条），原告は，邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うことなどもその業務としている（同法20条１項４号，５号）。

(ｲ)　原告の運営体制については，経営に関する基本方針等の重要な意思決定等を行う機関である経営委員会が設けられ（放送法第３章第３節），その委員は，公共の福祉に関し公正な判断をすることができ，広い経験と知識を有する者のうちから，両議院の同意を得て，内閣総理大臣が任命することとし，その選任については，教育，文化，科学，産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならないものとされ，政治的中立性及び特定の利害からの独立性を確保するための欠格事由が定められている（同法31条）。

原告を代表し，経営委員会の定めるところに従いその業務を総理する会長は，経営委員会がこれを任命するものとし，経営委員会の同意を得て会長が任命する副会長及び理事が置かれ（放送法51条，52条），これらの者によって理事会が構成され，理事会は，定款の定めるところにより，原告の重要業務の執行について審議する（同法50条）。また，役員の職務の執行を監査する監査委員会が設けられ（同法第３章第４節），監査委員は，経営委員会の委員の中から経営委員会により任命されることとなっている（同法42条）。

(ｳ)　原告の財務及び会計については，原告は，毎事業年度の収支予算，事業計画及び資金計画，業務報告書並びに財産目録，貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表を作成し，総務大臣に提出しなければならないものとされ，これらは，内閣を経て国会に提出等されることとなっている（放送法70条１項，２項，72条１項，２項，74条１項から３項まで）。

(ｴ)　原告の事業運営の基本的な財源は，前記エのとおり，受信設備設置者が受信契約に基づき支払う受信料（放送法64条）であり，原告は，営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止されている（同法20条４項，83条１項）。

受信料の月額は，国会が，原告の毎事業年度の収支予算を承認することによって定めるものとされている（放送法70条４項）。

原告は，受信契約の条項については，あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないものとされ（放送法64条３項），総務大臣は，受信契約条項の認可について電波監理審議会に諮問しなければならないものとされている（同法177条１項２号）。そして，放送法施行規則23条は，受信契約の条項には，少なくとも，受信契約の締結方法（１号），受信契約の単位（２号），受信料の徴収方法（３号），受信契約者の表示に関すること（４号），受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手続（５号），受信料の免除に関すること（６号），受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法（７号），原告の免責事項及び責任事項（８号），契約条項の周知方法（９号）を定めるものと規定している。